

被災者入学検定料免除措置について

令和6年能登半島地震・令和7年青森県東方沖地震により被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

新潟医療福祉大学では、2027年度入試において、令和6年能登半島地震・令和7年青森県東方沖地震にかかる災害救助法適用地域にお住まいの本学入学志願者に対し、下記の通り入学検定料免除措置を講じます。

入学検定料・出願手数料の免除について

以下の対象者資格を満たすことが必要書類によって確認できた者について、2027年度入学者選抜試験の入学検定料・特待生選抜試験の出願手数料を免除します。

1. 対象者資格

2027年度入学者選抜試験または特待生選抜試験を受験される方で、次のいずれかに該当する者

- (1) 志願者本人または主たる家計支持者が「令和6年能登半島地震」・「令和7年青森県東方沖地震」により災害救助法が適用されている地域に居住している者で、この被災により罹災証明書の交付を受けた者
- (2) 主たる家計支持者が「令和6年能登半島地震」・「令和7年青森県東方沖地震」により死亡または行方不明となっている者

2. 入学検定料について

入学検定料はいったん全額納入していただきます。以下3. に示す必要書類を本学入試事務室まで提出いただき、本学にて審査を行った後、免除措置の対象者として決定しましたら、納入済みの入学検定料を指定口座に返還します。

3. 必要書類

- (1) 被災者入学検定料免除措置申請書（申請書ダウンロードはこちら：

<https://www.nuhw.ac.jp/nuhw-info/wp-content/uploads/2024/06/03cd2f87d65379f1004e7643044a998c.pdf>)

災害救助法の適用地域は、下記のURL から確認いただけます。

<内閣府 災害救助法の適用状況>https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

- (2) 対象者資格を証明することのできる以下の書類

- 1) 対象者資格(1)に該当する者

● 罹災証明書

- 2) 対象者資格(2)に該当するもの

● 被災による死亡または行方不明を証明できる書類（死亡診断書、戸籍抄本、行方不明証明書等）

- (3) 過払い金返還依頼書（入学検定料返還依頼書）（申請書ダウンロードはこちら：

<https://www.nuhw.ac.jp/nuhw-info/wp-content/uploads/2024/06/093dcee800501e4437de4d13de737b00.pdf>)

4. 申請方法について

志願する入学者選抜試験の出願書類とともに3. に示す必要書類を同封して提出してください。なお、出願期間内に必要書類の提出が困難な場合は、必ず申請前に本学入試事務室へご相談ください。